

## 随意契約結果書

|                              |   |
|------------------------------|---|
| 物品等の名称及び数量                   | 港湾施設用地使用料（その2） 一式   |
| 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 分任支出負担行為担当官<br>秋田港湾事務所長 荒川 圭<br>秋田県秋田市土崎港西1-1-49  |
| 契約締結日                        | 令和5年4月3日  |
| 契約の相手方の氏名及び住所                | 秋田県<br>秋田県秋田市山王4-1-1  |
| 契約金額（消費税及び地方消費税含む）           | 1,434,273円  |
| 予定価格（消費税及び地方消費税を含む）          | 1,434,273円  |
| 随意契約によることとした理由               | <p>本契約は秋田港湾事務所庁舎用地、倉庫用地、通信配線用地、電気配線用地、船舶係留用ブロック用地、水準点用地、給水管用地、排水管用地、案内表示板設置用地、波浪観測用電柱用地を借上するものである。</p> <p>秋田港湾事務所庁舎、倉庫、通信配線、電気配線、船舶係留用ブロック、水準点、給水管、排水管、案内標識板、波浪観測用電柱は、現在当該用地に立地されている。</p> <p>以上のことから、当該場所でなければ事業上の目的を達成することができないため、会計法第29条の3第4項（契約の性質または目的が競争を許さない場合）により当該土地の所有者である秋田県と随意契約するものである。</p> |
| 備考                           |   |

- 注) 1. 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。
2. 予定価格を公表しないこととした場合、予定価格の欄には「非公表」と記載する。